令和７年第３回　北海道議会定例会　予算特別委員会（経済部審査）開催状況
（経済部ＧＸ推進局ＧＸ推進課（ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課））

開催年月日　令和７年９月３０日（火）
質　問　者　民主・道民連合　広田　まゆみ　委員
答　弁　者　ゼロカーボン推進監、新エネルギー担当局長、GX 特区推進担当課長

質　問　要　旨	答　弁　要　旨
一　地域共生型新エネルギーの導入促進について **（一）新エネルギーの導入目標について** **（広田委員）** 私から北海道における地域共生型新エネルギーの導入促進について伺っていきたいと思います。まず、新エネルギーの導入目標についてですが、道としてゼロカーボン実現のため、エネルギー起源の二酸化炭素削減量を2,254C02t としていると承知をしております。 長野県の脱炭素ロードマップを見ると、この二酸化炭素削減量をジュールつまり熱量というかエネルギー量で換算し、それと再エネ導入目標を連動させています。 例えば、太陽光発電が 78 万件分必要、小水力発電、バイオマス発電なども含めて具体的に紹介されています。私は道民自らや道内事業者の自らの努力により、北海道の新エネ導入をより推進することが重要だと考えますが、そのためにも長野県の再エネロードマップを参照して、道の新エネ導入目標設定のあり方を再検証すべきと考えますが、見解を伺います。 また、道において、ゼロカーボン実現のための新エネ導入目標に関して、誰がどのように推進状況を検証し、庁内外の各般の施策、取組を、具体的にどのように推奨してきたのか、今後どのように取り組むのかうかがいます。	**（新エネルギー担当局長）** 新エネルギーの導入促進についてでありますが、道では、ゼロカーボン北海道の実現に向け、新エネルギーの最大限の活用などを目指し、「ゼロカーボン北海道推進計画」と「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」を一体的に推進しており、省エネ・新エネ計画では、基本的な考え方や、道民や事業者が取り組むべき行動などをお示しするとともに、新エネルギー導入量について、多様な地産地消の展開や、系統などの事業環境の整備のもと、達成できる最も高い水準として目標値を設定しております。 また、その推進にあたり、道では毎年度、施策の取組状況や目標の進捗状況などを確認し、その内容を取りまとめ、公表するとともに次年度以降の施策に反映するなどし、各般の取組を進めております。 道としては、本計画を着実に推進するため、引き続き、地域の多様な資源を活用した地産地消の取組などを進めつつ、エネルギーを取り巻く環境や社会経済情勢の変化等を勘案し、本年度が中間年となる本計画について、有識者の意見を伺いながら、点検を行い、必要な見直しを検討するなど、適切に対応してまいります。
【再質問】 **（広田委員）** 基本的な考え方が違うんですね。道も例えば電力だけじゃなくて熱についても、丁寧に緻密に計算されているのはわかるんですけど、長野県はＣＯ２削減量をジュール換算に置き換えて、それを実現するための新エネ導入量を例えば太陽光発電であれば 78 万件必要だと、そうすると長野県の住宅の３分の１くらいが、ソーラーを背負わないといけないとなるので、じゃあ具体的に施策をどうするかっていう話になるんですけれども、道だとある意味、机上の空論になってるんじゃないかなっていうふうに思うんです。 道は、長野県はＣＯ２削減と新エネの導入目標が関係性が見えない、見える化がなっていないというふうに思いますので、これを道民、事業者の皆さんと共有すべきだと思います。温暖化対策と新エネルギー推進部門を統合して、ゼロカーボンとして経済部に統合した意味がこれだとないと思うんですよね。 今後どう対応するのか再度うかがいます。	**（新エネルギー担当局長）** 新エネルギーの導入目標などについてでありますが、北海道省エネ・新エネ計画における、新エネ導入量の目標値は、新エネを利用に結びつける観点から、電気と熱に区分し、新エネの発電設備容量及び発電電力量、熱利用量を指標として設定しており、その数量を表す一般的な単位とされている、発電設備容量はキロワットを、発電電力量はキロワットアワーを、熱利用量はテラジュールを用いています。 また、この新エネ導入量をＣＯ２換算し、ゼロカーボン北海道推進計画における、温室効果ガスの削減目標や排出量に反映しております。 道としては、引き続き、有識者の意見も伺い、必要な点検・見直しを行いながら、両計画を一体的に推進することにより、ゼロカーボン北海道の実現に向け、取り組んでまいります。
【指摘】 **（広田委員）** 時間がないので指摘といたしますけれども、見直しの選択肢としては、私は長野県の方式を徹底的にパクっていただいていいと思うので、道民の皆さんの暮らしだとか、地域経営のなかに落とし込みやすいロードマップの作成を早急に検討するよう指摘をします。 自分の暮らしや家計や地域経営に直結しない新エネ推進は、例えば、適切な環境アセスをしっかりと行ったとしても、直近の世論の動向からしますと、迷惑施設のように扱われかねない。私は北海道の未来に大きく損失になると思いますので、ちょっと皆さんの危機感が足りないのではないでしょうか。早急に対応するよう重ねて指摘しておきます。	

質　問　要　旨	答　弁　要　旨
（二）新エネ推進のための自然環境や地域共生に向けた新たなルールづくりについて **１　これまでの対応の総括について** **（広田委員）** 次に、新エネ推進のための自然環境や地域共生に向けた新たなルールづくりについて伺ってまいりたいと思います。残念ながらこの問題に関しての知事の記者会見でのこれまでの応答、今議会での答弁など含めて、道の対応には大きな問題や限界があると考えます。北海道価値の損失につながっています。私は北海道の新エネをこれまで以上に加速させる立場で、北海道独自の新たなルールづくりについて、質問したいと思っていますけれども、北海道の自然環境を損なうような法令違反の不適切な事業者への対応について、企業名の公表など含めて、今後、道としてはどのように主体的な行動を取られる考えか、うかがいます。	**（新エネルギー担当局長）** 今後の対応などについてでありますが、道としては、昨今の違法な開発行為の事案を踏まえ、今後の抑止に向けては、法令等の手続きの周知徹底はもとより、違反事案の早期把握や悪質な事業者への対応の強化が重要と認識しております。 このため、関係法令等のわかりやすい情報発信のほか、違反事案の早期把握に向けて、関係者間の情報共有や速やかな現地調査の対応について、検討を進めるとともに、指導に従わない悪質な事業者に対し、建設業法等の監督処分などについて、より迅速かつ実効性の高い対応ができるよう手続きの見直しを進めているほか、林地開発に係る監督処分に従わない者の氏名等を公表できるよう、国に対し要望しております。 こうした中、国では、関係省庁連絡会議を設置し、太陽光発電事業について、更なる地域共生に向けた検討をはじめたところであり、道としては、国の動きを注視し、必要な対応を働きかけるとともに、市町村や関係部局間のより一層の連携のもと、地域と共生した再エネ事業が適切に行われるよう取組を進めてまいります。
２　新たな条例制定の必要性について **（広田委員）** 結局これまでの事務手続きを丁寧にやってくということと国に要望するというのと国の動向を見るということですよね。これだと先程言ったんですけど、北海道価値の損失になっているんですよ。そこの危機感がないと思うんですね。私としては、これまでも地球温暖化防止対策ですとか新エネ促進に関し、自然エネルギーの恵みはまずは、地域住民が優先的にそれを享受すべきであるという地域環境権の概念を明確に加えるよう提言を重ねてきました。 こういうときこそ、各部の様々なところが関わってますから、包括的に道として地域及び自然環境との共生に向けたルールづくりのために新たな包括的な条例制定も含め、検討すべきと考えますが、その必要性含め、現時点での見解をうかがいます。	**（ゼロカーボン推進監）** 再生可能エネルギーの導入に向けました考え方などについてでございますが、道では、再エネの導入にあたりましては、地域の皆様のご理解のもと、自然環境や景観との調和を図ることなどを前提に、地域と共生した事業が適切に実施されることが重要と認識してございます。 このため、道といたしましては、事業者の方々に対し、森林法をはじめとする関係法令の遵守はもとより、昨年度改正されました再エネ特措法に基づく、住民説明会の義務化や再エネ交付金の停止措置などの事業規律強化の取組などの周知徹底を図りながら、地域との事前協議などが必要なＧＸ推進税制などを活用し、良質な投資を促進する一方で、違反事案の早期把握や関係法令等の厳正な運用に向けた手続きの見直しを早急に進めるとともに、より実効性のある規制強化などを国に要望しております。 また、このような中、国では更なる地域共生に向けた関係省庁連絡会議を設置したところでありまして、道といたしましては、こうした国の動きを注視し、必要な対応を働きかけますとともに、事業者の方々に対する周知を徹底するため、関係部局間でより一層の連携を図りながら、環境と経済の好循環の視点から、再エネの導入と事業規律の両面での取組強化に向け、検討を進めてまいります。
（広田委員） 環境と経済の好循環を超えて欲しいと思っているんですけれども、再エネの導入と事業規律の両面での取組強化に向け、検討を進めるというところは、少しは考えていただいているんだと思いますが、弱いです。	

質　問　要　旨	答　弁　要　旨
３　広域自治体の道の役割について **（広田委員）** 次に、広域自治体の道の役割について改めて聞きたいと思うんですけれども、青森県においては、「自然環境と再生可能エネルギーの共生構想」として、令和５年ぐらいからですけれども、広域自治体の役割として、再生可能エネルギー施設の立地を禁止するエリアをゾーニングし、地域との合意形成を円滑にするためのプロセスを県独自として制度化しています。 長野県においても、「地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」が制定され、こちらにおいても、独自のゾーニングや、住民参画について明記されています。 私としては、広域自治体の北海道としても、これ以上北海道価値を損なわないためにも、現行法で守られる範囲を超えた地域と自然環境との共生を基本としたゾーニングや、道独自の住民参加の保障と情報公開や、不適切事例のワンストップ通報窓口などの創設などにより、広域自治体としての役割を果たすことが求められていると考えます。 それぞれの必要性について見解を伺うとともに、道としてどのように取り組むのか伺います。あわせて、条例制定の必要性についても、再度、伺います。	**（新エネルギー担当局長）** 再エネの導入への対応についてでありますが、道では、地球温暖化対策推進法に基づき、地域と共生した再エネの導入を図るため、国や道が定める環境配慮基準をもとに、市町村等が再エネ促進区域を設定する地域脱炭素化促進事業制度の活用を推進しております。 また、関係法令をはじめ、アセス制度や各種ガイドラインなどをわかりやすく取りまとめ、市町村を対象とした制度説明会の開催やホームページなどで広く発信するとともに、本庁や各振興局の相談窓口において、ワンストップで住民の皆様や事業者の方々からの様々なご相談に対応しております。 道としては、こうした取組に加え、昨年度から国が開始した関係法令の違反事案の洗い出しを行う現地調査や、国の地域共生に向けた関係省庁連絡会議の動向なども踏まえ、国や市町村と連携しながら、地域と共生した事業が進められるよう、取組を進めてまいります。
【再質問】 **（広田委員）** 今のご答弁でいきますと、温対法に基づく再エネ促進区域の設定や、ワンストップ相談窓口についてですけれども、これって新エネ促進のための取組ですよね。 今必要なのは、再エネ促進の機運や実践を進めていくためにも、森林をはじめ、北海道の自然環境を保全するための北海道独自の規制やルール作りをしっかりするという意志表明が必要なんです。 繰り返しますが、青森県や長野県など、あるいは、道内外の基礎自治体もすでに独自の条例を作っているところありますから、再生可能エネルギーの施設の立地を禁止するエリアのゾーニングや追加、あるいは、地域との合意形成を円滑にしたり、地域環境権の考え方に立って、再エネの利益を地域に循環させるプロセスの制度化など、広域自治体の道の役割として必要なのではないかと考えますが、再度、見解を伺います。	**（新エネルギー担当局長）** 再エネの導入への対応についてでありますが、道では、再エネの導入にあたっては、関係法令の遵守はもとより、地域と共生した事業が適切に実施されることが重要と認識しており、環境アセス制度の適正な運用に加え、北海道ＧＸ推進税制においては、地域との合意形成や環境との調和等を前提に取り組んでおります。 また、関係法令等の厳正な運用に向けた手続きの見直しを早急に進めるとともに、より実効性ある規制強化などを国に要望しており、関係省庁連絡会議の動きを注視しつつ道の相談窓口において地域の皆様の様々な相談にも対応しながら、事業者に対する周知を徹底するため、再エネの導入と事業規律の両面での取組強化に向け、検討を進めてまいります。
４　ＧＸ金融特区との関係性について **（１）ＧＸ金融特区の取組状況について** **（広田委員）** それでは不十分だっていうところなんですけど、ＧＸ推進税制のご答弁に触れられてましたので、少し視点を変えて、ＧＸ金融特区との関係性から、規制緩和と規制強化の考え方について伺っていきたいと思います。 まず、ＧＸ金融特区について、資金調達や投資を促進するための規制緩和が中心だと承知をしています。具体的にどのような規制緩和が実現しているのか、新エネルギー事業への補助金や税制優遇の活用など、現在、どのように進んでいるのか伺います。	**（ＧＸ特区推進担当課長）** ＧＸ金融・資産運用特区に係る取組状況についてでありますが、国においては、昨年１２月に第１回目の「区域会議」を開催し、特区で実施する規制緩和等の内容を明記した「区域計画」が決定されたほか、運用面における見直しについても検討され、銀行によるＧＸ関連事業に対する出資規制の緩和や、国費による補助金を活用して取得したデータセンターなどの財産処分承認基準の明確化など、道と札幌市が提案した規制緩和など、１３件のうち１０件が実現しました。 また、道において、今年度、ＧＸ関連事業など企業立地補助金の対象分野などを拡充したほか、北海道ＧＸ推進税制をスタートさせ、系統用蓄電事業について、札幌市内の２件と石狩市内の１件の、計３件の事業計画を認定したところです。 なお、今年度の新エネ関係補助事業については、ゼロカーボン地域プロジェクト支援事業や、新エネルギー設備等導入支援事業など、３８件、１１億５千５百万円の事業計画を認定したところです。

質　問　要　旨	答　弁　要　旨
（２）ＧＸ金融特区との関係性について **（広田委員）** 私としては、１１億５千５百万円の事業計画の認定ということですけども、もっとより多くの投資が必要だというふうに思います。しかし、そのためにも金融投資に関わる規制緩和と、地域共生、自然環境との保全についての規制強化は、北海道の未来にとって二本柱の両輪であると考えます。国に任せている場合じゃないですよね。私としては、一概に、外国資本の排除は考えていませんが、誰のための何のための投資なのか、道としての意思を明確にするためにも、良質な投資を、ご答弁にあったように呼び込むためにも、この度のさまざまな報道などを受けて、最低限、宣言のようなものであっても、道の意思を明確にすることが有効だと考えますが、再度、条例及び宣言などの必要性について、見解を伺います。	**（ゼロカーボン推進監）** ＧＸ金融・資産運用特区の推進についてでございますが、道では、本道におけるＧＸの推進にあたっては、地域の皆様のご理解のもと、自然環境や景観との調和を図ることなどを前提に、適切に事業が実施されることが重要であると認識しており、ＧＸ推進税制においては、地域との合意形成や環境との調和など、地域との共生の状況を確認しながら取組を進めているところでございます。 道といたしましては、引き続き、地域との共生を前提に、ＧＸ推進税制などを活用し、全道各地域においてＧＸに関連する良質な投資を促進する一方で、再エネの導入にあたっては、違反事案の早期把握や関係法令等の厳正な運用に向けた手続きの見直しを早急に進めるとともに、より実効性のある規制強化などを国に要望しております。 また、道といたしましては、関係省庁連絡会議といった国の動きを注視し、必要な対応を働きかけるとともに、事業者の方々に対し、事業規律強化の取組などの周知を徹底するため、関係部局間でより一層の連携を図りながら、ＧＸ産業の集積と事業規律の両面での取組強化に向け、必要な検討を進めてまいります。
（広田委員） そこの答弁だと、まったく今の世論の動向に対して、効果がないと思うんですね。これまでも、北海道として、新エネの推進に際しても、森林や自然環境を守るために努力をしてきたことを承知をしていますが、今までどおりでは不十分であり、国に求めるだけではなく、条例の制定の検討など、北海道としての意思表示として、きちんと独自のルールづくりをするんだと、明確にお答えいただくことが必要だと思います。また、最低限、将来世代のためにも、森林や自然環境など、北海道価値を守っていくのだという強い意志の表明が、早急に、できれば、今議会中に必要だと思いますので、知事総括の取扱いをお願いをしたいと思います。	